

**広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の  
調査・検討業務に係る公募型プロポーザル応募説明書**

**1 業務名**

広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の調査・検討業務

**2 業務の目的**

広島市は、広島市中央市場について、平成 28 年度に「できるだけ早期に現地での全棟建替」という方向性を決定し、新市場の建設に向け、平成 29 年 5 月に新中央市場建設検討会を立ちあげ、学識経験者や場内事業者と意見交換を行うなど、再整備の基本的な内容を定める基本計画策定に着手している。

この意見交換では、施設の整備や管理・運営について、これまでのような行政を中心とした手法を見直し、民間事業者（場外の民間事業者や場内事業者）等と連携して取り組むことを前提として議論を進めている。

本業務では、民間事業者との連携手法のメリット・デメリット等を見極めつつ、具体的な事業プランを作成し、その実現可能性について市場調査を行った上で、事業プランの実施に向けた民間事業者の公募に係る募集要項（案）及び仕様書（案）を作成するものである。

**3 業務の内容等**

(1) 委託業務の内容

別紙「広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の調査・検討業務基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおり

(2) 履行期間

契約締結の日から 240 日間

(3) 概算事業費

本業務に係る費用は 6,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

**4 応募資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 及び広島市契約規則第 2 条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 再委託する場合の再委託予定事業者についても、企画提案事業者に準じ、上記(1)～(5)

の条件を全て満たしていること。

## 5 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

### (1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

#### ア 受付期間

公示日から平成30年5月8日(火)までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

#### イ 提出先

後記14の契約担当課

#### ウ 質問書(様式第1号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。

提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

### (2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き5日以内に質問者に直接回答し、後記14の契約担当課において、平成30年5月16日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

## 6 公募型プロポーザル応募資格確認申請書の提出

### (1) 提出書類

次の書類を各1部、提出し、応募資格の審査を受けること。

#### ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第2号)

#### イ 広島市税の納税証明書(写し可)

「平成〇〇年〇〇月〇〇日(直近の証明可能な日)」以前に納付すべき市税にについて、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書(証明年月日が応募資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。)

※ 広島市内に事業所を有していない場合は申立書(様式第6号)を提出すること

#### ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可)

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか)(電子納税証明書は不可。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。)

### (2) 提出期間

公示日から平成30年5月8日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

### (3) 提出方法

持参又は郵送(配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

### (4) 提出先

後記14の契約担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザル応募資格の有無については、平成30年5月8日(火)を基準として、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に速やかに書面にて通知する。

## 7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から平成30年5月16日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出先

後記14の契約担当課

(4) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案応募申込書（様式第3号）

イ 企画提案書（様式第4号）

ウ 応募者の概要〔事業概要〕（様式任意）

エ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 提案書の表紙（様式第4号）には、提案者名（企業名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。（ただし、提案者名等の記載と押印は正本のみとし、副本の表紙には提案者名等応募者が類推できる記載はしないこと。）

ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。

オ 提出書類は返却しない。

カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

## 8 審査

(1) 審査方法

広島市中央市場再整備における官民連携による整備や管理・運営手法の調査・検討業務プロポーザル審査委員会において、受託候補者特定基準に基づき、企画提案書を審査する。

(2) 審査委員会の構成

審査委員会の委員は次の職にある者をもって構成する。

- ・委員長 広島市経済観光局中央卸売市場長
- ・副委員長 広島市経済観光局中央卸売市場中央市場市場整備担当課長
- ・委員 広島市経済観光局経済企画課長  
広島市経済観光局観光政策部観光企画担当課長  
広島市経済観光局中央卸売市場中央市場市場総括担当課長  
広島市経済観光局中央卸売市場中央市場業務担当課長  
広島市経済観光局中央卸売市場東部市場長

## (3) 受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配点
<b>業務実施方針等</b>		<b>50</b>
業務の実施方針	・基本仕様書で定めた業務内容の理解に加え、今後の卸売市場に必要な機能に関する理解や、市場の活性化に向けての賑わい機能の導入や種々の官民連携手法に関する見識を有しているか。	15
実施手順等	・基本仕様書の業務内容について、実施手順やその考え方が明確に示されているか。その内容は適切かつ効果的なものか。	5
ア 基本仕様書 5(1)について		15
イ 基本仕様書 5(2)及び(3)について		5
ウ 基本仕様書 5(4)について		5
エ 基本仕様書 5(5)について		5
作業計画	・作業計画が妥当かつ現実的であるか。	5
<b>業務実施体制等</b>		<b>20</b>
実施体制の妥当性	・業務を遂行可能な人員が確保されているか。 ・役割分担は適切かつ明確か。発注者の要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
類似業務の実績	・本業務と類似業務の実績をどれだけ有しているか。関連した業務の経験を有し、業務を遂行できる有益な知見があると判断できるか。 〔類似業務〕 ・(卸売市場に限らず) 指定管理者制度や定期借地権方式、P F I 手法などの官民連携手法の導入に係る業務 ・その他本業務の遂行に経験をいかせる業務	5
実施能力の妥当性	・組織として実施内容に関する幅広い知見、情報収集能力を有しているか、円滑に業務を遂行するためのバックアップ体制、管理体制が示されているか。	5
<b>従事予定者の経験・能力</b>		<b>20</b>
類似の実績	・本業務と類似業務の実績をどれだけ有しているか。関連した業務の経験を有し、業務を遂行できる有益な知見があると判断できるか。 〔類似業務〕 ・(卸売市場に限らず) 指定管理者制度や定期借地権方式、P F I 手法などの官民連携手法の導入に係る業務 ・その他本業務の遂行に経験をいかせる業務	20
<b>【その他】</b>		<b>10</b>
アピールポイント	・アピールポイントがあるか。	10
合 計		<b>100</b>

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審議の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者とする。  
ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案が、本市の求める最低限の水準（1から3の各項目ごとに6割）に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、速やかに書面にて通知する。なお、受託候補者となった者には、見積書の提出について、案内する。

(6) 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに応募者数、最高得点者の名称及び総得点について、広島市ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受付ける。

ただし、その受付けは結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問に対して、その書面を受付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

## 9 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

## 10 契約の締結

優先交渉権者と本市は、当該業務について協議を行い、内容について合議の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を改めて徴し随意契約の方法により契約を締結する。

## 11 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。

(3) 本プロポーザルに応募しようとする者は、委員の選任後から受託候補者の特定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに指名停止措置を行うことがある。

(4) 応募者が応募資格申請書又は提案書について虚偽の記載をした場合若しくはその他不正な行為をした場合には、失格にするとともに指名停止措置を行うことがある。

- (5) 応募資格を満たしていない者のする提案書提出は無効とする。
- (6) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市長を被保険者とする履行保証保険を締結して、**14**の契約担当課に提出したとき。

なお、履行保証保険契約の締結に当たっては、事前に保険取扱機関の審査が必要であり、契約締結日になって初めて保険の申込みをすると保険の締結ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に保険取扱機関と相談しておくこと。

イ 契約保証金免除申請書（広島市のホームページからダウンロードできる。）を、**14**の契約担当課に提出したとき。なお、契約保証金免除申請の承認には、次の(ア)から(ウ)までに掲げる条件を全て満たしている必要がある。

(ア) 契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行していること。

(イ) 広島市税について滞納がないこと。

(ウ) 消費税及び地方消費税について未納税額がないこと。

詳細については、「契約履行実績による契約保証金の納付の免除について」（広島市のホームページからダウンロードできる。）を参照のこと。

なお、契約保証金免除申請の承認には、広島市による審査が必要であり、契約締結日になって初めて契約保証金の免除を申請すると、広島市において上記条件の確認ができない場合があることから、必ず事前のできるだけ早い時期に、**14**の契約担当課に申請すること。

(7) 基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て契約書にその内容を記載（様式第4号を添付）し、履行検査にあたっては、同内容をみたしていることを確認する。

(8) 提案書に記載の従事予定者の変更は、原則認めない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合で、市の了解を得た場合はこの限りではない。

## 12 スケジュール

平成30年4月26日（木）	公示
平成30年5月8日（火）	質問書及び公募型プロポーザル応募資格確認申請書受付 期限
平成30年5月16日（水）	企画提案書提出期限
平成30年5月下旬（予定）	審査結果通知

## 13 契約担当課

- (1) 名称 広島市経済観光局中央卸売市場中央市場
- (2) 所在地 〒733-0832 広島市西区草津港一丁目8番1号  
(中央市場管理棟2階)

(3) 連絡先 電話 : (082) 279 - 2420  
FAX : (082) 279 - 2431  
電子メール : [chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:chuoshijo@city.hiroshima.lg.jp)